

新たな過疎対策に向けて～ 過疎地域の持続的な発展の実現～（要旨）

資料3

（令和2年4月17日 過疎問題懇談会（座長：宮口侗迪早稲田大学名誉教授）提言）

1 検討の経緯

- 現行の過疎法の期限（令和3年3月末）を踏まえ、平成29年度から、19回の会合と8回の現地視察を実施。
- 新たな過疎対策の理念、目標、施策の視点、対象地域のあり方、支援制度のあり方等について提言。

2 過疎対策の成果と課題（例示）

＜現在の過疎地域＞817市町村（全市町村の48%）、人口は全国比9%、面積は全国比60%

- これまでの過疎対策は、産業の振興、交通・情報通信等の施設整備、地域医療・教育の機会の確保等に一定の成果。
- 一方、人口減少の加速、公共交通手段の確保、医療・福祉分野の担い手の確保、集落の維持・活性化等が課題。

3 過疎地域を取り巻く環境の変化

(1) 厳しい環境の見通し

- ① 人口減少社会の到来、東京一極集中と過疎地域の人口減少の加速
- ② 担い手不足の深刻化
- ③ 公共施設等の老朽化・統廃合等
- ④ 農地、森林、住まい等の管理

(2) 過疎地域の課題の克服に向けた新たな潮流

① 過疎対策の理念や過疎地域の価値・役割の背景となる新たな動き

- ・SDGsの理念の広がり（SDGsの持続可能性、多様性、包摂性等の考え方は、過疎対策の理論的基礎に）
- ・農地・森林に関する新たな法律の制定（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律等）

② 過疎地域の課題を解決するための新たな取組

- ・過疎地域の特性を生かした学校教育の展開（小規模校での取組、高等学校の魅力化等）
- ・新しい人の流れと人と地域のつながりの創出（田園回帰の潮流、関係人口の創出等）
- ・しごとづくりの新たな展開（サテライトオフィス、農林漁業と観光業などの多業化等）
- ・集落づくりのための新しい組織とネットワーク（地域運営組織や集落ネットワーク圏の形成）
- ・Society5.0の可能性（過疎地域の条件不利性の改善への期待）

③ 過疎対策を推進するための新たな手法

- ・目標設定とフォローアップ（人口目標や地域の戦略の設定を通じ、社会増を実現した市町村の存在）
- ・市町村間の広域連携と都道府県による補完（これらの取組を進める地域の存在）
- ・規制の見直し（貨客混載制度の創設など、過疎地域の実情を踏まえた規制の見直し）

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

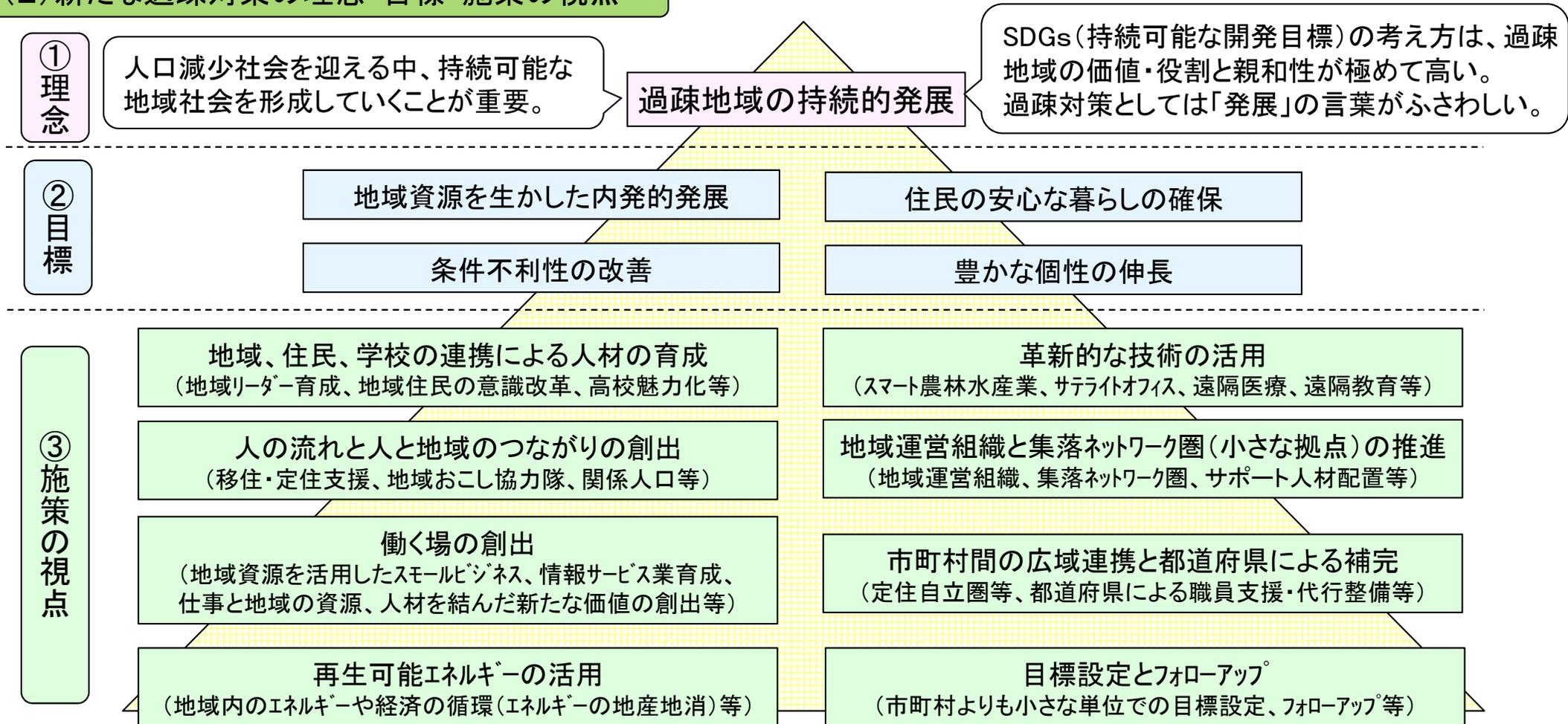
(1) 過疎地域の価値・役割と過疎対策の必要性

- 食料・水・エネルギーの供給、心のふるさと、多様な生態系保全などのほか、
・「先進的な少数社会(多自然型低密度居住地域)」として国土の価値を発揮
・食、生活、芸能、文化などの多様な価値を発展させていく
・都市部の被災の低下、災害リスクへの備えの役割
などの価値・役割が存在。

- これらの過疎地域の価値・役割は、
・SDGsで示されている考え方と親和性が極めて高い。
・都市及び国全体の発展に重要であり、過疎地域と都市が共生の関係になるよう国民的合意形成が重要。

→ 現行過疎法の期限(令和3年3月末)以降も、引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要。

(2) 新たな過疎対策の理念・目標・施策の視点



4 今後の過疎対策のあり方・方向性(つづき)

(3) 過疎対策の対象地域のあり方

- これまでの過疎対策の担い手や過疎地域の単位から、新たな過疎対策においても、過疎地域は、市町村を単位とすることが適当。
(過疎対策を実施する上では、平成の合併前の旧市町村や小学校区など市町村よりも小さな単位で施策を展開することも有効)
- 過疎地域の要件は、現行過疎法と同様に、人口要件及び財政力要件を設けることが適当。
(人口減少率の判定期間の起算点を見直す必要性、人口密度を用いることの賛否、要件に該当しなくなる市町村による経過的な過疎対策の実施の必要性についての意見あり)
- 平成の合併による合併市町村について、財政力に留意しつつ、人口減少が著しい旧市町村単位での取組を支援する仕組みも検討する必要。

(4) 支援制度のあり方

① 市町村計画

- 将来人口の推計、目標の設定、フォローアップなど市町村計画の内容を充実・強化し、実質性を向上させることが重要。
- 市町村より小さな単位での目標設定等も有効。

② 国庫補助等

施策の視点(4(2)③)に沿って、以下の各分野の施策を推進することが重要。施策の推進に当たっては、関係者間の連携や優良事例の情報共有を促す取組も重要。

- 地域、住民、学校の連携による人材の育成(地域づくり担い手育成、高校魅力化、遠隔教育等)
- 人の流れと人と地域のつながりの創出(地域おこし協力隊制度や特定地域づくり事業協同組合制度の活用、関係人口創出・拡大等)
- 集落の維持・活性化(集落支援員、集落ネットワーク圏形成等)
- 情報通信基盤の整備(5G基地局や光ファイバ等の整備)
- 産業振興(地域資源を生かした仕事づくり、革新的技術の活用等)
- 医療の確保(医療人材の確保、遠隔医療等)
- 公共交通の確保(コミュニティバスやデマンドタクシー運行支援等)

③ 過疎対策事業債

- ハード・ソフト両面に活用できる過疎対策の中心的な支援制度。
- 市町村計画の目標達成に資することを明確化することが重要。
- ハード事業は、公共施設総合管理計画等に基づき、適切なストックマネジメントの下に推進していく必要。
- ソフト事業は、医療・交通等の体制構築や人材育成など中長期的な地域の資産・財産となり得る事業への充当が望ましい。

④ 規制の見直し

- 過疎地域の実態に即した見直しを促していくことが重要。

⑤ 税制措置

- 若者の働く場の確保、地域産業の振興といった視点を踏まえ、税制措置を充実することが重要。

⑥ 金融措置

- 日本政策金融公庫等による低利融資を充実することが重要。

⑦ 市町村間の広域連携と都道府県による補完

- 定住自立圏等の市町村間の広域連携と、代行制度等の都道府県による補完を、地域の実情に応じて対応することが重要。
(地方制度調査会の議論を踏まえて検討)